

# 令和2年第7回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和2年第7回教育委員会定例会議事日程

令和2年7月29日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務  
報告第17号

臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市  
一般会計補正予算（第5号）に対する意見）

議案第12号

多賀城市文化財保護委員会の人事について

議案第13号

指定管理者の候補者の選定方法について

議案第14号

指定管理者の候補者の選定方法について

議案第15号

令和3年度使用教科用図書採択について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和2年第6回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

6月30日、東豊中学校の屋内運動場大規模改造工事が完了しました。

7月1日、児童生徒の熱中症対策のため設置した、小中学校エアコンの稼働を開始しました。

7月10日、シルバー人材センターの協力により、市内小中学校10校において、児童・生徒の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後に教室等の除菌作業を行う「たがじょうクリーンスクールプロジェクト」を開始しました。

7月13日、天真小学校に勤務していた事務職員が、平成31年度中において、自身が担当していた学校徴収金4,497,901円を私的流用した件により、宮城県教育委員会から「免職」の懲戒処分を受けました。合わせて当時の管理職2人に対し、それぞれ「減給（1ヶ月）」、「戒告」の懲戒処分が行われました。本事案は全体の奉仕者である地方公務員としてあるまじき行為であり、組織として再発防止に取り組むよう徹底するとともに、教職員に対し綱紀粛正を傳達いたしました。

また、7月14日、本事案に関する説明及び謝罪のため、天真小学校の保護者に対して説明会を行い、教育長が出席いたしました。

7月16日、「令和2年度第2回仙台地区教科用図書採択協議会」が多賀城市文化センターで開催され、同協議会での結果を踏まえて、本日の定例会に議案を提出しております。

7月27日、令和2年第3回市議会臨時会が開催され、本日臨時代理事務報告をいたします「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」について、原案のとおり可決されました。

### ■生涯学習課関係

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

6月27日、速報展「平成31年度の調査成果 発掘された遺跡」、関連企画「多賀城市遺跡調査報告会」を多賀城市文化センターで開催し、29名が参加しました。

7月22日、歴史的食文化体験学習の一環として、そばの種まきを多賀城政庁跡周辺等で実施し、城南小学校6年生132名が参加しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和2年7月16日現在)

○総合体育館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
6月26日	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：あすなる会	14名	市内
6月30日、 7月3日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」	2名	総体
7月2日	社会体育事業「スポーツ活動研修会Ⅰ 身体メンテナンス講座」	14名	総体
7月3日、 7日、10日	自主事業「シニアスポーツ体験教室」	25名	総体
7月3日～ 14日 (4回)	自主事業「ひまわり体操体験教室」	61名	総体
7月4日	自主事業「スポーツてらこや・前期」	30名	総体
7月6日、 13日	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	27名	総体
7月2日、 9日、16日	自主事業「親子体操教室 おやこdeたいそう」	44名	総体
7月2日、 7日、16日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	26名	山公 大公

【凡例】

総体：総合体育館      山公：山王地区公民館      大公：大代地区公民館

令和2年7月29日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第17号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年7月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年7月17日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）に対する  
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市公第593号

令和2年7月17日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



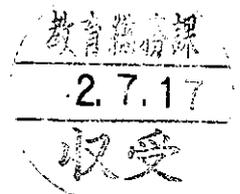
令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線216 清野





臨時代理事務報告第 17 号關係資料

令和 2 年度

教育委員会所管

一般会計補正予算（第 5 号）書

多賀城市教育委員会



議案第 号

令和 2 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度多賀城市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 8 , 1 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 , 7 7 8 , 0 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 7 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

# 1 予算総括

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	12,185,170	163,033	12,348,203
	2 国庫補助金	8,807,445	163,033	8,970,478
16	県支出金	1,881,669	101,792	1,983,461
	2 県補助金	617,944	101,792	719,736
19	繰入金	1,721,901	23,311	1,745,212
	1 基金繰入金	1,721,898	23,311	1,745,209
	歳 入 合 計	33,489,867	288,136	33,778,003

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	10,329,545	3,086	10,332,631
	1 社会福祉費	3,582,274	3,086	3,585,360
4	衛生費	1,569,757	39,714	1,609,471
	1 保健衛生費	738,596	32,627	771,223
	3 上水道費	0	7,087	7,087
7	商工費	912,446	68,035	980,481
	1 商工費	912,446	68,035	980,481
10	教育費	4,931,924	177,301	5,109,225
	1 教育総務費	572,910	50	572,960
	2 小学校費	1,370,046	87,636	1,457,682
	3 中学校費	940,266	58,425	998,691
	4 社会教育費	1,414,705	31,190	1,445,895
	歳 出 合 計	33,489,867	288,136	33,778,003







補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円
3,086				
39,714				
1,393	61,000			5,642
118,840	40,792			17,669
163,033	101,792			23,311

## 2 歳 入

15 款 国庫支出金 163,033千円  
 2 項 国庫補助金 163,033千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	千円 12,185,170	千円 163,033	千円 12,348,203
	2 国庫補助金	8,807,445	163,033	8,970,478
	1 総務費国庫補助金	6,921,127	163,033	7,084,160
計		8,807,445	163,033	8,970,478

16 款 県支出金 101,792千円  
 2 項 県補助金 101,792千円

16	県支出金	1,881,669	101,792	1,983,461
	2 県補助金	617,944	101,792	719,736
	7 教育費県補助金	35,346	40,792	76,138

節		説	明
区	分		
	金		
	額		
	千円		千円
4	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	163,033	○緊急経済対策調整局 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 163,033 収入見込額 661,794 [補正前 498,761,000円] [補正後 661,794,000円] 補正額 661,794,000円-498,761,000円=163,033,000円 計上済額 498,761 差引額 163,033

2	小学校費補助金	24,476	○教育総務課 1 学校教育活動支援事業費補助金 17,404 収入見込額 17,404 [教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱] [補正前 0円] [補正後 17,404,000円×10/10=17,404,000円] 補正額 17,404,000円-0円=17,404,000円 計上済額 0 差引額 17,404 2 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 7,072 収入見込額 7,072 [教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱] [補正前 0円] [補正後 7,072,200円×10/10=7,072,200円] 補正額 7,072,200円-0円=7,072,200円 計上済額 0 差引額 7,072
3	中学校費補助金	16,316	○教育総務課 1 学校教育活動支援事業費補助金 11,602 収入見込額 11,602 [教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱] [補正前 0円] [補正後 11,602,000円×10/10=11,602,000円] 補正額 11,602,000円-0円=11,602,000円 計上済額 0 差引額 11,602 2 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 4,714 収入見込額 4,714

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

16款 県支出金  
2項 県補助金

101,792千円

101,792千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	8 商工費補助金	120,000	61,000	181,000
計		617,944	101,792	719,736

19款 繰入金  
1項 基金繰入金

23,311千円

23,311千円

19		繰入金	1,721,901	23,311	1,745,212
	1	基金繰入金	1,721,898	23,311	1,745,209
		1 財政調整基金繰入金	899,838	23,311	923,149
計			1,721,898	23,311	1,745,209

節		説	明
区	分		
			千円
			千円
		[教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱] [補正前 0円] [補正後 4,714,000円×10/10=4,714,000円] 補正額 4,714,000円-0円=4,714,000円 計上済額 0 差引額 4,714	
2	新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金	61,000	○緊急経済対策調整局 1 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金 61,000 収入見込額 61,000 [新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 61,000,000円] 補正額 61,000,000円-0円=61,000,000円 計上済額 0 差引額 61,000

1	財政調整基金繰入金	23,311	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 23,311 収入見込額 923,149 計上済額 899,838 差引額 23,311

16款 県支出金 19款 繰入金

### 3 歳 出

4 款 衛生費 39,714千円  
 3 項 上水道費 7,087千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 上水道費	0	7,087	7,087	7,087			
1 上水道費	0	7,087	7,087	7,087 国庫支出金 7,087			
計	0	7,087	7,087	7,087			

7 款 商工費 68,035千円  
 1 項 商工費 68,035千円

7	商工費	912,446	68,035	980,481	62,393			5,642
1	商工費	912,446	68,035	980,481	62,393			5,642
	2 商工振興費	720,935	68,035	788,970	62,393 国庫支出金 1,393 県支出金 61,000			5,642
	計	912,446	68,035	980,481	62,393			5,642

10 款 教育費 177,301千円  
 1 項 教育総務費 50千円

10	教育費	4,931,924	177,301	5,109,225	159,632			17,669
1	教育総務費	572,910	50	572,960	50			
	2 事務局費	570,285	50	570,335	50 国庫支出金 50			
	計	572,910	50	572,960	50			

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金、補助及び交付金	7,087	○市長公室 1 災害時応急給水タンク配備推進事業 [緊急経済対策]  19 負担金、補助及び交付金 災害時応急給水タンク配備推進補助金	7,087 7,087 7,087

11 需用費	151	○商工観光課 1 妊婦・高齢者移動支援事業 [緊急経済対策]  11 需用費 消耗品費 12 役務費 通信運搬費 13 委託料 タクシー券印刷業務等委託料 タクシー券換金業務等委託料 2 事業継続支援給付金支給事業 [緊急経済対策]  11 需用費 消耗品費 19 負担金、補助及び交付金 事業継続支援給付金	38,000 116 116 2,899 2,899 34,985 2,160 32,825 30,035 35 35 30,000 30,000	182,259
12 役務費	2,899			
13 委託料	34,985			
19 負担金、補助及び交付金	30,000			

9 旅費	47	○教育総務課 1 子どもの心のケアハウス運営事業 09 旅費 12 役務費 保険料	50 47 3 3	13,041
12 役務費	3			

4 款 衛生費 7 款 商工費 10 款 教育費

10款 教育費  
2項 小学校費

177,301千円  
87,636千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 小学校費	1,370,046	87,636	1,457,682	77,036			10,600
1 学校管理費	1,278,345	87,636	1,365,981	77,036 国庫支出金 52,560 県支出金 24,476			10,600
計	1,370,046	87,636	1,457,682	77,036			10,600

10款 教育費  
3項 中学校費

177,301千円  
58,425千円

3 中学校費	940,266	58,425	998,691	51,356			7,069
1 学校管理費	870,895	58,425	929,320	51,356 国庫支出金 35,040 県支出金 16,316			7,069

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
1 報酬	20,412	○教育総務課	
3 職員手当等	3,346	1 学校施設維持管理事業 [小学校]	117,746
4 共済費	9,878	11 需用費	12,000
9 旅費	1,440	消耗品費	10,800
11 需用費	10,860	18 備品購入費	1,200
13 委託料	4,440	学校用備品購入費	1,200
15 工事請負費	36,060	2 学校環境整備事業 [小学校]	40,560
18 備品購入費	1,200	11 需用費	60
		印刷製本費	60
		13 委託料	4,440
		設計業務委託料	3,000
		アスベスト分析調査業務委託料	1,440
		15 工事請負費	36,060
		学校図書室エアコン整備工事	36,060
		3 小学校学校教育活動支援事業 [緊急経済対策]	35,076
		01 報酬	20,412
		学習指導員報酬	15,012
		スクールサポートスタッフ報酬	5,400
		03 職員手当等	3,346
		04 共済費	9,878
		09 旅費	1,440

1 報酬	13,608	○教育総務課	
3 職員手当等	2,232	1 学校施設維持管理事業 [中学校]	93,806
4 共済費	6,585	11 需用費	8,000
9 旅費	960	消耗品費	7,200
11 需用費	7,240	18 備品購入費	800
13 委託料	2,960	学校用備品購入費	800
15 工事請負費	24,040	2 学校環境整備事業 [中学校]	27,040
18 備品購入費	800	11 需用費	40
		印刷製本費	40
		13 委託料	2,960
		設計業務委託料	2,000
		アスベスト分析調査業務委託料	960
		15 工事請負費	24,040
		学校図書室エアコン整備工事	24,040
		3 中学校学校教育活動支援事業 [緊急経済対策]	23,385
		01 報酬	13,608
		学習指導員報酬	10,008
		スクールサポートスタッフ報酬	3,600
		03 職員手当等	2,232
		04 共済費	6,585
		09 旅費	960

10款 教育費

10款 教育費

177,301千円

3項 中学校費

58,425千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 940,266	千円 58,425	千円 998,691	千円 51,356	千円	千円	千円 7,069

10款 教育費

177,301千円

4項 社会教育費

31,190千円

4	社会教育費	1,414,705	31,190	1,445,895	31,190			
	1 社会教育総務費	250,154	21,190	271,344	21,190 国庫支出金 21,190			
	4 文化財保護費	91,597	10,000	101,597	10,000 国庫支出金 10,000			
	計	1,414,705	31,190	1,445,895	31,190			

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円

11 需用費	1,725	○生涯学習課		
		1 生涯学習課庶務事務	21,190	10,044
13 委託料	900	11 需用費	1,725	
		消耗品費	1,725	
15 工事請負費	16,600	13 委託料	900	
		感染予防用網戸設置業務委託料	900	
18 備品購入費	1,965	15 工事請負費	16,600	
		感染予防用網戸設置工事	16,600	
		18 備品購入費	1,965	
		庁用備品購入費	1,965	
13 委託料	10,000	○文化財課		
		1 歴なび多賀城機能強化事業 [緊急経済対策]	10,000	
		13 委託料	10,000	
		歴なび多賀城機能強化業務委託料	10,000	



議案第 1 2 号

多賀城市文化財保護委員会の人事について

このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和2年8月1日	飯淵 康一	東北大学名誉教授
委嘱	令和2年8月1日	大平 聡	宮城学院女子大学教授
委嘱	令和2年8月1日	加藤 文男	多賀城鹿踊保存会会長
委嘱	令和2年8月1日	齊藤 軍記	市川区区長
委嘱	令和2年8月1日	白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長
委嘱	令和2年8月1日	J.F.モリス	東北大学災害科学国際研究所 客員教授
委嘱	令和2年8月1日	鈴木 朝二	東北学院大学非常勤講師
委嘱	令和2年8月1日	鈴木 由利子	宮城学院女子大学非常勤講師
委嘱	令和2年8月1日	高橋 栄一	多賀城跡調査研究所所長
委嘱	令和2年8月1日	藤沼 邦彦	元弘前大学教授

令和2年7月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 多賀城市文化財保護委員名簿

任期 令和2年8月1日から令和4年7月31日まで

NO	氏名	経歴等	分野	備考
1	飯淵 康一	東北大学名誉教授	建築史	再任
2	大平 聡	宮城学院女子大学教授	近現代史	再任
3	加藤 文男	多賀城鹿踊保存会会長	郷土芸能	再任
4	齊藤 軍記	市川区区長	地域代表	再任
5	白鳥 良一	元東北歴史博物館副館長	考古学	再任
6	J・F・モリス	東北大学災害科学国際研究所客員教授	近世史	再任
7	鈴木 朝二	東北学院大学非常勤講師	歴史教育	再任
8	鈴木 由利子	宮城学院女子大学非常勤講師	民俗	再任
9	高橋 栄一	多賀城跡調査研究所長	考古学	再任
10	藤沼 邦彦	元弘前大学教授	考古学	再任

～ 多賀城市文化財保護条例(抜粋) ～

(文化財保護委員会)

第6条 教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び解除並びに文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は委員10人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市文化財保護条例施行規則(抜粋) ～

(文化財保護委員会)

第2条 多賀城市文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)の委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第3条 保護委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、保護委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 会長は、保護委員会を招集し、その議長となる。

2 保護委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 保護委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条 保護委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

## 議案第 1 3 号

### 指定管理者の候補者の選定方法について

次の公の施設に係る指定管理者の候補者は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年多賀城市条例第 9 号）第 2 条ただし書の規定により、非公募により選定する。

令和 2 年 7 月 2 9 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市総合体育館
- (2) 多賀城市市民プール
- (3) 多賀城市市民テニスコート
- (4) 多賀城公園野球場
- (5) 中央公園サッカー場
- (6) 中央公園多目的グラウンド A
- (7) 中央公園多目的グラウンド B

#### 2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 指定管理者の候補者の選定方法について

### 1 指定管理者の候補者を「非公募」により選定する理由等

#### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号。以下「手続条例」という。）第2条本文の規定により、原則、公募によりその候補者の選定をすることとなるが、同条ただし書の規定により非公募で選定することも可能である。

非公募により選定する場合にあっては、多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多賀城市教育委員会規則第7号。以下「手続規則」という。）第2条に規定する合理的理由が必要となるものである。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抄）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

## (2) 「非公募」により選定する理由

### ア 理念・方針

本市は、市民スポーツ社会の推進を掲げ、多くの市民がスポーツに親しんでいる姿を目指している。このため、スポーツ機会の充実を図り、加えて、スポーツを通じた地域コミュニティづくりをも進めていくこととしている。

こうした中、現在の指定管理者である特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）は、生涯スポーツ社会の構築のもと、「市民による市民のためのスポーツ」として、多くの市民が指導者やボランティア等となり市民活動団体であるクラブに参画し、地域の人材活用を推進し、事業実施に繋げている。これは、本市が進めている市民活動、市民協働の促進の一翼を担うものであり、継続、発展させていく必要がある。さらに、クラブは、多賀城市民を中心に近隣地域の住民を職員として採用しており雇用創出の観点からも、これを維持していく必要性があること。

### イ 具体的成果

今期（平成28年度から平成31年度までの4年間）では、主に次に掲げる成果を上げていること。

- (ア) 施設利用者数が震災前の状況まで回復し、概ね安定した施設利用者数を確保していること。特に指導者派遣事業の開催実績が年々上昇傾向にあり、このことは、地域からの派遣要請に基づくものであり、地域密着型の事業展開の成果であると判断できること。
- (イ) スポーツ人口の底辺拡大を図るため、指定管理者の裁量による利用料金制をフルに生かし、市民プールにおいて、65歳以上のシニア層の利用料金を半額としたこと。夏休み期間においては、小中学生を対象に施設の無料開放を行ったこと。総合体育館においては、利用者アンケートの結果を踏まえ、談話室の備品等の更新や館内掲示板の設置を行うなど、常に利用者に寄り添ったサービスの向上に努めてきたこと。
- (ウ) 照明設備のLED化を進め消費電力の削減に努めるなど維持管理コストの削減に努めてきたこと。

### ウ 評価委員会の結果

令和2年7月10日（金）に開催された多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会では、委員会全体で365点（満点490点）の評価となり、「合格（良）」の結果を得たこと。さらに、評価委員会からは、「地元の人材雇用や地域との連携も図られていることを踏まえ、非公募で引き続き施設の管理運営を担っていただいているかどうか」との意見が提出されたこと。

以上、3つの視点から次期指定管理者の候補者の選定方法については、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第2号及び第3号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者の選定することが適当と判断するものである。

## 2 多賀城市社会体育施設等指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年4月1日～ 平成20年3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：総合体育館、市民プール及びテニスコート
平成20年4月1日～ 平成23年3月31日	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：多賀城公園野球場及び中央公園サッカー場を追加
平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：第2期に同じ（仮設住宅用地となった多賀城公園野球場及びテニスコートの一部は、当面、業務が発生しないこととした。）
平成27年8月18日	評価委員会	第3期指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑等を行い、合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。
平成27年8月27日	教育委員会	第4期指定管理者の候補者を非公募により選定することを決定
平成27年10月15日	選定委員会	第3期指定管理者（指定管理者指定申請者）からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、同管理者を第4期指定管理者の候補者として選定
平成27年10月21日	スポーツ推進審議会	第3期指定管理者を第4期指定管理者の候補者として選定することを審議
平成27年10月28日	教育委員会	第3期指定管理者を第4期指定管理者の候補者とすることを決定
平成27年11月11日	行政経営会議	第3期指定管理者を第4期指定管理者の候補者とすることを決定
平成27年11月26日	多賀城市議会全員協議会	社会体育施設等の指定管理者の指定の取組状況について説明
平成27年12月9日	市議会定例会	第3期指定管理者を第4期指定管理者とすることを議決
平成28年4月1日～ 令和3年3月31日	第4期 指定管理者指定	第4期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：中央公園サッカー場及び多目的グラウンドA・Bを追加 平成30年9月から多賀城公園野球場の指定管理業務を再開
令和2年7月10日	評価委員会	第4期指定管理者から評価委員に対し実績内容の説明及び質疑の後、審査・審議により合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。

### 3 現在の指定管理の概要

#### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

#### (2) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ スポーツ行政等への協力に関する業務
- エ スポーツ団体及び指導者の育成に関する業務
- オ 災害時の指定収容避難所の運営支援に関する業務
- カ 対象施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他の業務

#### (3) 指定管理期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

#### (4) 指定管理者の概要

名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
所在 多賀城市下馬五丁目9番3号

#### 4 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

##### (1) 評価委員会の開催日時等

令和2年7月10日（金）午後1時30分から午後4時まで  
 多賀城市役所3階 第1委員会室

##### (2) 評価委員会委員

	区分／所属／氏名
委員長	学識経験者又は有識者 仙台大学体育学部教授 仲野 隆士
副委員長	市職員 多賀城市市長公室長 小野 史典
委員	施設利用者 高橋 雪子
委員	施設利用者 櫻井 静枝
委員	学識経験者又は有識者 仙台市スポーツ振興事業団理事 川島 兵介
委員	学識経験者又は有識者 宮城県教育庁スポーツ健康課副参事兼課長補佐（総括担当）田畑 幸浩
委員	市職員 多賀城市市民経済部長 但木 正敏

##### (3) 評価方法

###### ア 採点方法

委員ごとに14の審査項目を、下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

## イ 評価方法

指定管理者の評価は、委員会全体で満点となる490点（委員1人当たり70点）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても、以下次のとおり3段階で評価

総合得点	評価
425点～490点	合格（優）
359点～424点	合格（良）
294点～358点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

### (4) 評価結果

指定管理者からの事業概要の説明等と質疑応答の後、各委員による採点を行った結果、次の点数により「合格（良）」の評価を得た。

多賀城市社会体育施設等指定管理者 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ	
総合得点	365点（490点満点中）
評価	合格（良）

※ 採点表は、別添資料1「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会評価基準及び採点表」のとおり

### (5) 評価委員会からの付帯意見

別添資料2「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 委員意見一覧」のとおり

### (6) 評価委員会からの選定方法に関する意見

地元の人材雇用や地域との連携も図られていることを踏まえ、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書及び多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者を選定することが適当と判断するとの意見が提出された。

## 5 多賀城市社会体育施設等指定管理者の指定に向けてのスケジュール（予定）

時期	内容
令和2年8月上旬	行政経営会議 「指定管理者の候補者の選定方法」を報告
令和2年8月下旬	次期指定管理運営の提案書作成に関する指定管理運営業務仕様書を提示
令和2年10月上旬	多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会
令和2年10月中旬	スポーツ推進審議会 「多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の結果」を検討
令和2年10月中旬	社会教育委員会議 「多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の結果」を検討
令和2年10月下旬	教育委員会定例会 「多賀城市社会体育施設等指定管理者の候補者」を決定
令和2年11月上旬	行政経営会議 「多賀城市社会体育施設等指定管理者の候補者」を検討
令和2年11月下旬	議員説明会 「多賀城市社会体育施設等指定管理者の候補者」を説明
令和2年12月中旬	令和2年第4回市議会定例会 「多賀城市社会体育施設等指定管理者の指定」を提案

多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	4	3	3	4	4	26
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	4	4	3	3	4	5	3	26
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	4	5	3	4	4	4	28
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	4	4	4	3	4	4	4	27
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	4	3	3	4	4	4	26
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	3	3	4	4	3	25
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	4	4	3	3	4	5	4	27
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の安全対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	4	3	3	4	4	4	26
施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	4	3	3	4	4	26
事業運営	スポーツ振興事業	・スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か ・施設の特性を生かしているか ・参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	5	3	4	3	4	27
	地域スポーツの振興	地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか ・あらゆる年代の参加を促す取組はあるか ・地域スポーツの活性化に寄与しているか	4	3	5	3	4	3	4	26
	団体・イベントの支援	・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力はあるか ・体育協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	5	3	4	3	4	27
広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	4	4	5	3	3	3	3	25
地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	3	3	3	4	3	3	23

総合得点	56	54	55	42	53	53	52	365
採点率	80%	77%	79%	60%	76%	76%	74%	74.5%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
425点～490点	合格（優）	合格（良）
359点～424点	合格（良）	
294点～358点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

## 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 委員意見一覧

## 1 「期待できる」点

- ・ 新型ウイルスによる新しい生活が要求される中、色々な面で身体を動かすことの大切さを市民が自覚する中で、これをチャンスに新しいクラブの有り方を含め、若い人材の獲得を含め頑張ってもらいたい。
- ・ あらゆる面で指定管理者として経営努力されていることが認められるので、今後も十分に期待できる。
- ・ 職員の年齢層もバランスが良いので、次なる後継者も育つ環境にあると判断できる。
- ・ 指導者派遣も積極的に展開しており、地域スポーツの振興に十分寄与しており、今後も期待できる。
- ・ 公共の体育施設の指定管理者として、より多くの市民が気軽に利用でき、また、日常でスポーツを楽しむことができる利用環境をこれまでも増して整えていただければと思う。
- ・ スポーツを通じた健康増進やコミュニティの形成促進、スポーツ人口の拡大に向けて、市民や利用者の声を新しい事業や様々な改善に繋げていけるよう更なる取組を期待したい。

## 2 「課題」点、「今後の宿題になると思われる」点

- ・ 施設の老朽化に伴う市民がスポーツを継続する環境づくりに苦労があることが心配である。
- ・ 全体的に利用する人が少なくなったと思われる。
- ・ オリパラ・ゴールデンスポーツイヤーズの3年間のチャンスを最大限活用できるか。
- ・ 障害のある方々の受け入れ（利用しやすさ）
- ・ 新事業・新プログラムへの着手
- ・ スポーツ以外の文化的活動とのマッチング
- ・ コロナ禍によるネガティブ志向をどのようにポジティブ志向に変えていけるか（スポーツの力）。
- ・ 様々な事業の展開が図られている一方で、事業内容のマンネリ化が危惧される。多様な主体と更なる連携を深めながら、対象世代ごとに魅力あるプログラムの提供に努めていただきたい。
- ・ ICT化の進展もあり、今後、利用者が気軽にデジタル機器を使用して講習会や指導を行ったり、科学的に運動データの解析が行えるようなサービスなど、デジタル環境の整備対応が求められてくるのではないかと思う。

議案第 1 4 号

指定管理者の候補者の選定方法について

次の公の施設に係る指定管理者の候補者は、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年多賀城市条例第 9 号）第 2 条の規定により、公募により選定する。

令和 2 年 7 月 2 9 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市民会館
- (2) 多賀城市中央公民館
- (3) 多賀城市埋蔵文化財調査センター

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 指定管理者の候補者の選定方法について

### 1 指定管理者の候補者を「公募」により選定する理由

#### (1) 法的根拠及び条件

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号。以下「手続条例」という。）第2条本文の規定により、原則、公募によりその候補者の選定をすることとなるが、同条ただし書の規定により非公募で選定することも可能である。

非公募により選定する場合にあっては、多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多賀城市教育委員会規則第7号。以下「手続規則」という。）第2条に規定する合理的理由が必要となるものである。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抄）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

## (2) 「公募」により選定する理由

本市は「東北隋一の文化交流拠点構想」を掲げ、文化によるまちづくりを推進しているところであり、文化センターを市立図書館とともに当該構想の中核施設として位置付けている。

現指定管理者による文化センターの管理運営については、第2期10年目に入っており、平成22年度以前の直営時期と比較し、「コストの縮減が図られている」、「主催・共催事業が増加しており、市民が多様な文化芸術に気軽に触れられる機会が創出されている」、「主催・共催事業のほか、貸館利用も増加しており、施設利用者数が大きく増加している」、「若者層を中心に全国的に文化センターの知名度が向上している」といった成果が上がっており、また、施設の維持管理についても適切になされているところである。

ただし、令和2年7月8日に開催した多賀城市文化センター指定管理者評価委員会において、総合評価は「合格（可）」となっており、次期指定管理者の候補者の選定方法についても、「多賀城市の文化や歴史のまちといった本市の特性を活かす視点がやや不足している」、「現指定管理者でなければ実施できないと考えられる事業がさほど見受けられない」といった観点から、「広く公募した方がより期待ができる」との意見が示されている。

文化センターは、本市の文化交流拠点の一つとして、「文化芸術から受けた刺激を自分なりに表現できる機会の創出」、「文化に触れ、自ら実践するだけでなく、文化的活動を通じた交流を誰もが行える機会の創出」や「様々な創造の種を蒔き育てる環境」を目指しており、事業の企画・運営については、さらなる進化・発展を期待したいところである。

指定管理者制度は、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるものであり、その意図は、民間のノウハウを活用することで、施設管理の効率化、住民サービスの質の向上、行政コストの削減、地域の活性化等を図ることにある。従って、公募を行うことにより競争原理が働き、より質の高い施設の管理運営が期待できることから、次期指定管理者の候補者の選定は公募により行うことが適当と判断するものである。

## 2 多賀城市文化センター指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	第1期指定管理者 指定	第1期指定管理者 JM共同事業体
平成27年5月20日	第1回評価委員会	第1期指定管理者による取組等を説明
平成27年6月24日	第2回評価委員会	第1期指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑等を行い、合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。
平成27年6月26日	第1回社会教育委員会 会議	第2期指定管理者の候補者を公募により選定することを審議
平成27年6月30日	教育委員会	第2期指定管理者の候補者を公募により選定することを決定
平成27年7月21日	公募開始	ホームページ上に募集要項、業務仕様書を掲載し、公募を開始
平成27年10月16日	選定委員会	申請のあった団体からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、第1候補者（第1期指定管理者）、第2候補者を選定
平成27年10月22日	第2回社会教育委員会 会議	第1候補者を第2期指定管理者の候補者として選定することを審議
平成27年10月28日	教育委員会	第1候補者を第2期指定管理者の候補者とする ことを決定
平成27年11月11日	行政経営会議	第1候補者を第2期指定管理者の候補者とする ことを決定
平成27年11月26日	多賀城市議会全員 協議会	文化センター指定管理者の指定の取組状況について説明
平成27年12月9日	市議会定例会	第1候補者を第2期指定管理者とすることを議決
平成28年4月1日～ 令和3年3月31日	第2期指定管理者 指定	第2期指定管理者 JM共同事業体
令和2年7月8日	評価委員会	第2期指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑等を行い、合格ラインに達している旨の評価を得たほか、付帯意見を得る。

### 3 現在の指定管理の概要

#### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市民会館
- イ 多賀城市中央公民館
- ウ 多賀城市埋蔵文化財調査センター

#### (2) 指定管理者が行う業務の範囲（着色部分）

多賀城市文化センター		
市民会館	中央公民館	埋蔵文化財調査センター
・芸術文化事業の実施	・講座、教室等社会教育事業の企画運営業務 【市職員が行う業務】	・資料収集、保管、展示、調査研究業務 【市職員が行う業務】
・施設、設備の貸出運営業務（使用許可）	・施設、設備の貸出運営業務（使用許可）	
・会館施設、設備の維持管理	・公民館施設、設備の維持管理	・調査センター施設、設備の維持管理
・文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

※ 中央公民館で行う講座、教室など社会教育事業の企画運営業務と埋蔵文化財調査センターの資料収集、保管、展示及び調査研究業務は、これまでどおり市職員を配置して行うため、指定管理者が行う業務には含まない。

#### (3) 指定管理期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間

#### (4) 指定管理者の概要

名称 JM共同事業体  
 代表団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン  
 東京都港区上芝三丁目23番1号  
 構成団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン  
 東京都港区上芝三丁目23番1号  
 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
 設立 平成22年8月2日

#### 4 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

##### (1) 評価委員会の開催日時等

令和2年7月8日（水）午後1時30分から午後4時30分まで  
多賀城市役所6階 601会議室

##### (2) 評価委員会委員

職	区分／所属／氏名
委員長	市職員 多賀城市市民経済部長 但木 正敏
副委員長	学識経験者 東北文化学園大学特任教授 志賀野 桂一
委員	施設利用者 小林 眞澄
委員	施設利用者 石川 正
委員	学識経験者又は有識者 声楽家、合唱団指導者 相澤 優子
委員	学識経験者又は有識者 第二中学校教諭、多賀城吹奏楽団所属 笠原 紀男
委員	市職員 多賀城市市長公室長 小野 史典

##### (3) 評価方法

###### ア 採点方法

委員ごとに14の審査項目を、下記の0点から5点までの6段階により採点

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

## イ 評価方法

指定管理者の評価は、委員会全体で満点となる490点（委員1人当たり70点）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても、以下次のとおり3段階で評価

総合得点	評価
425点～490点	合格（優）
359点～424点	合格（良）
294点～358点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

### (4) 評価結果

指定管理者からの事業概要の説明等と質疑応答の後、各委員による採点を行った結果、次の点数により「合格（可）」の評価を得た。

文化センター指定管理者 JM共同事業体	
総合得点	335点（490点満点中）
評価	合格（可）

※ 採点表は、別添資料1「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表」のとおり

### (5) 評価委員会からの付帯意見

別添資料2「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 委員意見一覧」のとおり

### (6) 評価委員会からの選定方法に関する意見

適切に実施しなければならない施設の管理については、十分になされていると判断する。しかし、事業の企画・運営については、多賀城市の文化や歴史のまちといった本市の特性を活かす視点がやや不足している。

また、現指定管理者でなければ実施できないと考えられる事業もさほど見受けられないため、次期指定管理者の候補者は、広く公募した方がより期待が持てるとの意見が提出された。

## 5 多賀城市文化センター指定管理者の指定に向けてのスケジュール（予定）

時期	内容
令和2年8月上旬	行政経営会議 「指定管理者の候補者の選定方法」を報告
令和2年8月中旬	次期指定管理者候補者の募集及び説明会
令和2年10月上旬	多賀城市文化センター指定管理者選定委員会
令和2年10月中旬	社会教育委員会議 「多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の結果」を検討
令和2年10月下旬	教育委員会定例会 「多賀城市文化センター指定管理者の候補者」を決定
令和2年11月上旬	行政経営会議 「多賀城市文化センター指定管理者の候補者」を検討
令和2年11月下旬	議員説明会 「多賀城市文化センター指定管理者の候補者」を説明
令和2年12月中旬	令和2年第4回市議会定例会 「多賀城市文化センター指定管理者の指定」を提案

文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	2	3	3	3	4	23
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	4	4	4	3	3	3	4	25
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	4	3	3	4	3	4	25
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	3	4	3	3	3	3	3	22
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	4	3	3	4	3	4	25
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	4	2	3	3	4	24
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	4	4	3	4	4	4	4	27
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	4	3	3	4	4	4	26
施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	4	4	4	3	3	4	25
事業運営	芸術文化振興事業（ホール事業）	・ホール事業の運営方針は妥当か ・ジャンル、質、量は十分か ・施設の特性を生かしているか ・入場者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか ・収支は妥当か	5	4	3	3	3	2	4	24
	地域芸術文化の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大、地域への芸術文化浸透を図る次のような取組は十分か ①児童生徒・親子を対象とした芸術文化事業 ②ロビーステージ、出前コンサートなどのホール外事業	4	4	2	3	3	1	3	20
	団体・イベントの支援	・芸術文化協会、文化センター利用団体等への支援は妥当か ・市民音楽祭、文化センターまつり、芸術文化祭等への支援は妥当か ・芸術文化発表促進の取組は妥当か	5	4	2	4	3	3	3	24
広報		・芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	3	4	3	4	2	4	23
地域連携、地域貢献等		・市他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	3	3	3	3	4	3	3	22

総合得点	54	54	43	44	48	40	52	335
採点率	77%	77%	61%	63%	69%	57%	74%	68.4%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
425点～490点	合格（優）	合格（可）
359点～424点	合格（良）	
294点～358点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

## 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 委員意見一覧

## 1 「期待できる」点

- ・ 多賀城市が目指している文化交流都市として非常に理解し、努力している点は、大いに評価できる。
- ・ 施設の延命化の為に努力していること。
- ・ 施設管理、貸館、接客サービス。
- ・ ネットワーク
- ・ 2017年度以後、毎年8割を超える満足度を得ており、各年代からも高い評価が得られていることは、市民が文化センターを芸術文化の発信拠点として誇れる存在だと認識していることの証左だと思う。
- ・ アウトリーチ事業や創造型事業の実施は、潜在的利用者の掘り起こしや芸術文化愛好者の底辺拡大につながっていくものと期待される。

## 2 「課題」点、「今後の宿題になると思われる」点

- ・ 今年度はコロナの為に休館となり、再開できても活動するのもビクビクものである。
- ・ イベントも中止になり、非常に苦しい状態と思う。知恵を生かして、楽しい企画をお願いします。
- ・ せっかく聖地になったのだから、多賀城をもっと広く知らしめていただきたい。
- ・ 公共文化施設の新しい使命
- ・ 地元多賀城の掘り下げと、そのことを受けた事業構想が欲しい。
- ・ 地元（市民参加）の人材育成の計画と事業の練り上げ、実施が欲しい。
- ・ 踊り、芝居が少ない。
- ・ 芸術の種類が少しかたよりがあるかもしれない。
- ・ 他市町村ホールとのかねあい。
- ・ 利用料金は安くはないため、利用者が減る可能性がある。
- ・ 文化芸術が持つチカラについての認識が薄いのではないかと感じた。
- ・ 子どもの育成などに関しての将来展望が不明瞭で、かつ、その育成の視点に創造性や多様性への言及がなかったことは残念である。
- ・ 現状の事業のターゲット利用者層をしっかりと把握することは、今後の事業展開に必要不可欠だが、その点も不安要素である。
- ・ 多賀城ならではのローカルカルチャーを育む視点がないのではないかと。多賀城の「色」が感じられない。
- ・ 新型コロナ等の感染症対策や環境への配慮などの社会的要請に応じていくための事業運営と施設の運営管理をより一層求めたい。
- ・ 文化センターと市立図書館は、市の芸術文化の二大拠点であり、更なる事業のコラボにより多賀城ならではの芸術文化の創造に繋げていただきたい。
- ・ 「歴史と音楽の城」を主体となって築いていこうとする活動人材を一人でも多く増やしていくため、より多くの市民が直接事業に関わる機会や企画を更に充実していくよう求めたい。

議案第 15 号

令和 3 年度使用教科用図書の採択について  
このことについて、別紙のとおり決定する。

令和 2 年 7 月 29 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦